

NPO法人

とことこニュース

30

自分たちの生活は自分達で守っていかなければならなくなっています。

高齢者の人も医療費のことで「長生きするもんじやない」とぼやいておられました。

長生きするなら、医者にからず元気でいなければいけないとつぶやき……。

二〇〇九年お元気ですか

NPO法人とことこ理事長 中山 君江

新しく二〇〇九年が始まりました。皆さん御元気ですか。昨年があまりにもいろいろなことが多すぎて頭も体もついていけません。せめて政府ぐらいしつかりしていただかないと困りますね。

今一度自分の足元をしつかりと見つめなおしていかないと、地域で生きていけなくなりますよ。誰かがやつてくれるだろうとか誰かが言つてくれるだらうとか考えておられませんか。

健常者の人も普通に生きていくのも大変な世の中になつておられます。障害のある人はもっと厳しくなつてきました。障害者自立支援法も見直されるとかで喜んでいましたが、本当に見直されるも不安です。

おられる姿を見ると、なんだかむなしくなります。病気をしても障害者になつても、安心して暮らせる世の中になつてほしいと願います。

さて障害者自立支援法ですが、せつかくの制度ですので誰もが公平にサービスを受けるようになつてほしいです。

市町村によつて差があります。同じ日本で暮らしておりますので、どこでもその人に必要なサービスが受けられるようになつてほしいと思います。

それから病院は『完全看護』とありますが『完全介護』ではありません。

障害者が入院すると身の回りの用事で困つております。

障害者夫婦とか、一人暮らしの障害者は不自由しております。

制度で自分が受給している時間を入院しているときにも使わせてほしいです。



障害者差別禁止法制の必要性

障害者情報クラブ 坂上 正司

昨年末の厚労省社会福祉審議会障害者部会の報告では、障害者自立支援法の抜本的改正は見送られたが、多少の改善への期待もほぼ裏切られたと言つていいだろう。

理由はアメリカ発の金融危機がどうたらこうたら言つているが、本来国という団体を最小限で規定するものは国防と福祉なのだから、少なくとも国に関わる政治家はそんな言い訳をしてはいけない。国連障害者権利条約を日本が批准するのに、障害者基本法の改正で取り繕うことを考えているようでは他の先進国からは取り残されてしまう。そもそも、障害者差別を禁止する国内法が存在しない先進国は日本だけで、アジアで見てもタイや韓国は遙かに先に進んでいる。

兵庫県においては、昨年十一月、職員採用試験で介助犬同伴を県の人事委員会が拒否していたことが発覚した。

公共施設への補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）同伴受け入れは身体障害者補助犬法で義務付けられているが、県人事委は「大嫌いやアレルギーの人がいるかもしれない」などと、法の精神を無視した釈明を繰り返した。率先して範を示すべき公務員がこの体たらくでは、罰則規定のない身体障害者補助犬法は絵に描い餅になってしまふ。

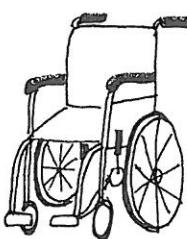
宝塚市では、警察署の身体障害者駐車区画に市の公用車が止まつているという珍事が発生。市は平謝りだったが、謝つただけで、再発防止の具体策は提示されていない。

伊丹市では、市立病院に警察官がパトカーを駐めて立ち去ろうとするところを咎められ、逆に市民に凄んで見せたというような噂もある。ここまで来るとモラルを問うている次元ではない。

また、宝塚市では漸く地域自立支援協議会がスタートした。しかし、全体会三十二名中障害当事者は身体障害者福祉団体連合会の王見会長のみ、専門部会も今のところ「けんり・くらし」に私が入っているだけだ。地域自立支援協議会とは障害者福祉サービスの消費者問題を解決する仕組みではなかつたのか。そこに消費者・利用者にあたる障害当事者がひとりしか認められないようなスキームで、どうやつて消費者の権利を守れるというのか、障害者が望む介助が保障されるというのか甚だ疑問である。

このように国から、県、市に至るまであらゆるステージでそれぞれ差別を解消していく上では、障害当事者には強い意志と猛烈な労力が必要になつてくる。しかし、規範となり、抑止力となり、罰則などによって問題解決に繋がる障害者差別禁止法があることにより、これら障害者自身が頑張らなくてもいいようにできる。

少なくとも、宝塚市や伊丹の警察官のように開き直りは、できなくなるはずだ。



皆で考えよう自立支援法！ 変わつてほしいな自立支援法！

(今年の特集) 編集長

{ 特集 }

平成十八年四月より、障害者自立支援法が制定されました。障害者の自立を支援する法律、ノーマライゼーションという考えは、障害者と健常者とが、お互いに区別、差別されることなく社会生活をすることが望ましいと考えられているのに、障害者が自立することは、まだまだ不安がいっぱいです。

たとえば仕事をして収入も得られないで困っているにも係わらず、応能負担から応益負担（一割負担）へとなつたのは、どうかなと思います。それぞれの収入や、障害に応じてサービスが受けられるのならいいのですが、そうでなく、自分が受けたサービスの値段に応じて、その一割を必ず請求されることになつていて。収入もないのに一割負担は、障害者にとっては実に大変なことです。自立自立といわれているが、本当の自立にはほど遠いのではないか？

法律も見直しされると聞いていますが、私たち障害者の為に良いように変わると思えません。だけど、もっと生活がしやすく変わつていつてほしいと思います。このことは、障害者だけの問題ではなく高齢者も大変ですよね。この国に生まれて良かつたと思えるよう、法律がかわりますようにと祈るばかりです。

「こんな」意見がありました。

「今後、一〇年二〇年後、制度、生活がどうなつていてるか？」

「入院中にヘルパーさんや、訪問介護士さんが使えないと困る。」

「ヘルパーさんの金額をあげて、男性でも仕事として収入で生活できるようになること。」

「ガイドヘルパーさんを利用して、一泊旅行ができないので、できるようにして欲しい。」

「作業所を続けられないと重度障害者の行くところがなくななる。」

「働いて収入を得られるようになりたい。」

「車いすでまだどこでもいけない。（バリアフリーになつていない所が多い）」

「自立生活できて地域に住めることが一番、嬉しいことを分かつてもらいたいです。」

「ある程度の人が負担ゼロで好きな時間利用できるような制度に変わつてほしい。」

「ヘルパーさんが足りないので、福祉にお金を使ってほほしい。「障害もさまざま、どういうことで障害者になつたのかもさまざまなのに大まかに考えすぎじゃないですか。」「母子医療をあげないでほしい。」

「住宅でバリアフリーなつた所がない。家賃の補助も考えてもらいたい」（みなさんも「意見をお聞かせください。）

春なのに

{ その一 }

障害者差別禁止条例考

スカイ宝塚 高瀬 建三

障害者への差別を無くす条件が、二〇〇七年七月、千葉県で施行されました。議会とのぎりぎりの攻防の末に全国で始めて制定されたものです。

これに関連したある学者の一文を紹介します。「私は、うつ病もちで、八五歳まで仕事を続けてこられたのは、この社会の中に助ける人々がいたおかげです。家庭の内外、そして医者、看護師に、精神障がい者に対する共感をもつ人々がいることが必要である」と強く感じています。

まだ学生の頃「総文学世界史年表」という本を見て、人間の寿命がのびたことに驚きました。この変化にそつて、人間の日常の風俗が老人と障がい者に対して関わってきており、更に自覚的に関わってくることを老人の一人として望みます。」というものです。が私自身も一精神障がい者として息苦しい現代社会の変革を強く望みます。そのためには唐突ではありますが今の私の「怒り」を項目に分けて述べてみます。

(医療福祉) 精神科病院で通信・面会の自由が冒されているとくに閉鎖病棟に入れられるいろいろ口実を付けられて面会を

断られる。郵便物を看護師等が勝手に開封する。院内で暴言、暴行、薬漬けで「去勢」し、医療の名に値しない行為が行われている。インフォームド・コンセントが無い。

障害基礎年金、精神保健福祉手帳、自立支援医療用に、診断書料約三千五百円が必要になる。これを書くのに際し、医師から「ウソは書けない」と言われる時がある。それはこちら側から言えば「ウソ」ではなく精神障害者には「症状の波」があるということを医師は理解しているはずだからその「波」の状態を記してくれたらOKなのだ。そして、それでないとやつと二級しかとれないという制度の仕組みも問題だ。

(労働) ハローワークで相手にされない。病気を知らせて行くと、こきつかわれ、より搾取される。隠していくと一日八時間、九時～五時までがもたないし、健常者の社員と同じ業務ができず長続きしない。仲間、友人が出来ない。それどころか「のろまでおそい」から敵視・べつ視される。自立支援法では「働かざるものは食うべからず」なのに就労先がない。障害者雇用率は「絵に描いた餅」だ。

(教育) 小、中学校の頃から精神障がい、精神医療について啓発をして欲しい。それは教師向けにも。そのために当事者を「ゲスト・ティーチャー」「語り部」として招いて欲しい。

(交通) 割引が無い。交通権、移動権の侵害だ。

(住宅) 名称だけで実態が無い「居住サポート事業」これが機能しなければ公営住宅に「単身入居がOK」になつても入居後の安心が無い。団地の「役」を押し付けらえる。変化、「音」に弱

い精神障害者にとつて公営住宅入居は欠かせない。騒音、雑音が多いと症状のため、安定した生活が営めない。

(作業所) 自立支援法以来、職員が多忙で相談にも乗れなくなつた。

「月払い」から「日払い」に変わり、「波」のため通うのが大変死活問題だ。

あと言いたいことは山程あるが省略する。こういつた怒りは私一人のものではない筈です。皆で「声」を上げていかないと社会は何も変わりません。もうこれ以上差別、べつ視、偏見にさらさるのはゴメンだ。宝塚の地でも「差別禁止条例」を皆で力を合わせて作りましょう。

障害者差別禁止条例に思うこと

中山君江

障害があるゆえに、人から差別うけたことがありますか？と聞かれると、すぐ答えられますか？

昔話になつて「エー」と考へる人もおられるのではないですか。差別は昔されたことがあるけど、それがあたりまえになつていで差別をうけていることがわからなくなつていませんか。

まあ自分だからいいじやないかではなくて、他の障害者が同じ

ことをされていたらそれは差別だよ、方法を変えてあげれば出来のではないかと言つてくれているもう一人の自分がいますね。障害があるだけで何も出来ないと決め付けられている障害者がいます。

障害者が障害者を差別しているときもあります。気がつかないのです。前に比べると禁句のせいか、言葉での差別は少なくなってきたのかなあと感じますがどうでしょうか。

私は全盲で光さえ見えません。何年か前は見えないだけで「見えないから何が出来るのか、出来ないでしよう」と、よく言われました。

確かに見えている人より仕事の出来る範囲は狭ばります。なら
まつたく何もできないのでしょうか。色合いは人に聞かなければ、
わかりませんが、幸いな事に、口と音声パソコンと補助犬エレナ
と理解ある職場仲間のおかげで自分なりの仕事があります。

お花も活けられます。
自分の得意な料理もありますし
教えてもらえれば
編み物も

障害者も何も出来ないとあきらめないで自分に出来ること、好きなことを早く見つけて、自分らしく生きてもらいたいと思います。障害はあるけどあの人に任せたら大丈夫だと言われたら、自信になり悩んでいる人に目標にされるのではないですか。そのためには作業所もあると思います。

ぜひ家中でじょんぼりされている障害者的人がおられたら声をかけて下さい。誰でも初めから出来るのはおりません。障害があろうとなからうと自分らしく生きたいものです。

障害者自立支援法

吉川 克之

その四

私と自立支援法

土井 克哉

その三

とことこの中山理事長から自立支援法について何か書いて欲しいと依頼がありましたので、思いついたことを書かせていただきます。

今度、介護福祉士の人数が介護報酬に、反映されるようになるそうです。上級資格の取得 자체は悪いことではないのですが私の経験では資格の有無と実際の介護のスキルとはあまり関係がないように思います。たとえば資格を持つている人の中には、自分の介助の仕方をなかなか変えたがらない人もいますし、専門知識のない人の方が、かえつて私のやり方をすぐに受け入れてくれる場合もあります。

実際の介護は勉強では身につかないですし、障害者一人一人で違うからです。

資格の有無よりも、むしろヘルパーの経験年数によつて報酬を決める方がいいのではないでしようか。その方がヘルパーの定着率が上がり、ヘルパー不足も緩和されると思います。この点に関しては多少改善されると聞いています。

いずれにしてもヘルパーが、受け取る報酬が増える必要があるますが。

最後になりましたが、とことこの皆さんにいつもお世話になつております。どうも有難うござります。

と制度を使う様になりました。

はじめは、国から一定額のお金をもらつて一時間使う毎にアテンダントにお金を渡していくような感じの制度でした。

時間の計算はしやすかつたのですが、毎日大金を持たないといけないので泥棒とかに遭わないかと精神的に大変でした。それと、一時間いくらでアテンダントを買うみたいだったのちよつと好きになれませんでした。それは、今でも変わらないことです。⁶

それが、二〇〇四年度からの支援費制度に変わりました。私のすることは、時間の管理だけになり、お金は国が出してくれることになり変なことを考へることが無くなりました。

それで行つてくれるかと思つていたのですが、国のお金が無くなつて来たのか分からぬのですが、二〇〇六年度から障害者自立支援法という法律が成立してしまい、今の生活に至つています。

私の場合、障害程度区分四で一ヶ月にアテに使える時間が二六〇時間ですがみんなに聞いたら区分は六で使える時間ももつと長く使えると言われています。

自立支援法になつて何が不満かと言うと一時間半で一単位で一時間の事が頼めなくなつたことです。前までは自分の時間内なら

後は個人の自由にしていました。もう一つ不満なところは一時間使う毎に発生する利用料です。二〇〇六年三月までの応能負担が四月から応益負担に変わりました。

応能負担は払える能力がある人は払うけれど払う能力が無い人からはもらわない制度です。

応益負担の場合は、払う能力が無い人からも利用料を払わないと制度がうけられない仕組みは私には納得出来ません。なので応能負担に戻してください。

(特集次回に続きます。)

宝塚養護学校の皆さんのが見学にきてくださいました。

皆さんからの感想文をいただきました。

十月九日 I-Lセンターを見学しての感想

山本 隼 (やまもと じゅん) 担任 山本

十月九日木曜日 (本人直筆)

今日は、I-Lセンターにいきました。そこに行くのは、二回目でした。さぎょうしょの人とはなしをしました。

上森 はるか (うえもり はるか) 担任 大堀

I-Lセンターに入つて、すぐにパソコンが気になる上森さんでした。キーボードを触つて、画面を見て……と興味ありました。

マウスも触つていました。参加できて、色々できて、良かつたです。

田村 麻未 (たむら まみ) 本人の感想 担任 守谷

あいえるセンターの見学にいきました。

土井さん、トーキングエイドできもちを話してくれました。

私ももっとがんばろうと思いました。

しようらい、私もそこで仕事をしたいなと思いました。

高橋 雅人 (たかはし まさと) 担任 江戸

今日は見学をさせていただきありがとうございました。

土井さんのトーキングエイドの入力の速さには驚きました。

本校の田村さんもとても速く入力出来るので、また、入力のコツなどを教えていただけたらうれしいです。

吉原君のワードを使いこなすのも見て驚きました。

できたら簡単なホームページ (ブログっぽいもの) もあれば見たいなあとthoughtっています。

あれば紹介してください。PRになると思います。

藤倉 忠昌 (ふじくら ただあき) 担任 勝山

あいさつの時、うれしくて思わず声を出しました。

忠昌くんの気持ちが、入った声でした。

一番集中して、見ていたのは、吉原先輩のパソコンをしている

ところでした。

吉原先輩の真剣な表情をじーっと見ていました。

ご存知ですか？

介護料が支給されるかもしないですよ

自動車事故により重度後遺障害となられた方が対象ですが、NASVA（独立行政法人 自動車事故対策機構）が、自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持った場合、移動、食事及び排泄など日常生活動作について常時又は隨時の介護が必要な状態の方に支給しています。

もしかして、と思われる方は、一度問い合わせされてみてはいかがでしょうか？

以下抜粋 支給金額

その月の介護に要した費用として自己負担した額に応じ、受給資格の種別ごとに次の範囲内で月額をもつて支給します。

なお、介護に要した費用として自己負担した額が下限額に満たない場合には、下限額を支給します。

種別金額

最重度 特Ⅰ種	六八、四四〇円～一三、六八八〇円
常時要介護Ⅰ種	五八、五七〇円～一〇八、〇〇〇円
随時要介護Ⅱ種	二九、二九〇円～五四、〇〇〇円

介護料の支給対象となるサービス

在宅にて介護を受けている方が、次のサービス（ホームヘルプサービス・訪問入浴・訪問看護・訪問リハビリ・デイサービス）を受けたときには、当該サービスを行った事業者ごとの証明（領収証を含む）を提出いただくことにより介護料の上限額までの範囲内で支給いたします。

介護料の支給対象となる介護用品

在宅にて介護を受けている方が、次の介護用品を購入又は修理したときには、当該購入先等の事業者ごとの証明（領収証を含む）を提出いただくことにより介護料の上限額までの範囲内で支給いたします。

品目規格

介護用ベッド・介護用いす（競技用車いすを除く）・縛そう予防用マット・吸引器（吸痰器）・特殊尿器（採尿器）・移動用リフト・本体及び吊り具。（取付けに工事を伴うもの（天井走行リフト等）を除く。）・スロープ、段差解消のためのものであつて、取付けに際し工事を伴わないもの。

- 消耗品（紙オムツ、尿とりパッド及び痰吸引用カテーテル）

兵庫県肢体不自由児、者美術展に参加

今年は、二月三日（火）～八日（日）まで美術展に

金岡さんと、古谷さんが参加しました。

作品展は、昨年と同じ神戸の画廊ミウラでした。

「薔薇」について

本格的に色を使っての絵を習い始めて、二作目の「薔薇」です！昨年の作品展には、一作目の「パンジー」を出させて頂きました。

私は両膝の間に、鉛筆を持つ左手を固定して描くので、大きな線より細かい線で描くのが得意で、また、真っ直ぐな線を描くより、動物・果物・花など、動きのある物が描きやすいです。

色を重ねれば重ねるほど、光や影の部分に深みが出てきます。

花の中でも、情熱の「薔薇」が一番好きなので、少し高級な額に入れてみました。

古谷かおり

「ゞ」はなんだ　ゞはなんだ

毎年カモの渡つて来る農業用の池があります。ごく普通のため池です

夏でも渡りをしなかつたか、出来なかつた

カモが数羽暮らしています。

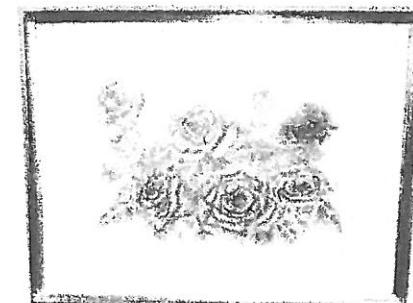
特に珍しい鳥ではありませんが、池の水面を行き交う様子や、散歩に来た人に貰うパンに群がる姿を見ていると、彼らの愛らしさと生存競争の両面のほんの一端を垣間見た気がします。

さて、その様な彼ら達の日常生活の中でも、最重要な部分はなんと言つても毎日の糧でしょう。それは、全ての捕食生物にも言える事ですが。

ある日、私もパンの切れ端を持ってこの池に来ました。私は手が不自由なので、散歩にお子さんと来られていたお若いお母さんにお願いして、持参したパンをカモ達に与えてもらいました。あつと言う間にパンは無くなってしまいました。

その後、食べ物はないかと水中に口ばしを突っ込み、他に餌はないかと盛んに探しているカモ達を見て、自然の厳しさとは裏腹に、のどかさと可愛さに、シャツターを切りました。

金岡 幸二



初めまして。

昨年十二月よりILセンターに勤務しています、元木直子です。

二年前まで私は通販会社のコールセンターに勤務していましたが、いつ頃からか徐々に呼吸が苦しくなり、一昨年十月に呼吸機能の内部障害で認定を受けることになりました。

当初は自分の病気はいつか治り、また仕事に復帰できると信じていましたが、『障害』とは治らないものなのですね。最近そのことが、やっと理解できるようになってきました。

自分の障害が理解できず悶々としていた昨年八月にILセンターに出逢い、利用者の立場で通い始めたのがきっかけで、職員としてお仕事をさせていただけた幸運に恵まれました。

会社で成績を上げて誰かの上に立つことばかりを考えていた自分にとって、競争や対立のないILセンターの穏やかな雰囲気は、とても居心地が良く、優しく、私の存在そのものを肯定してくれるものでした。

もし障害を持たず会社勤めを続けていたら、私はきっといつもいらっしゃって、潤いや安らぎのない生活を送っていたことだと思います。

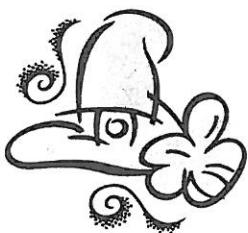
今ILセンターで温かい人々に囲まれて仕事をしながら、やっとそんな生活に終止符を打ち人間らしい心持で居られるようになった気がします。

ここに辿り着く為に私のこれまでの、人生の糸余曲折があつたのではないか、と思うと、ILセンターとの出逢いは、とても運命的です。

そしてそれは、自分の意思をはるかに超える大き流れのようなものなのかもしれません。

まだ自分の障害を受容できたとはいえませんが、この大きな流れに乗って、ILセンターで皆さん役に立てる」とを見つけていきたいと思います。

どうぞ、これから末永くお願いいたします。



防災マップ作成中

現在、宝塚市社会福祉協議会の助成「歳末愛の助け合い基金」をいただき、鋭意作成中です。

現在は、Iセンターがある第五地区からスタートしていますが、順次、宝塚市の全地区を網羅する計画です。皆さんにもご協力を願いすると思いますので、その際は宜しくお願いいたします。皆さん、東南海地震はご存知ですか？ 五〇年以内に高確率で起ころるといわれています。今から準備をしておきましょう。

災害に備えておきたい事

- 1、布団の周りに重い物や、倒れやすい物を置かない。
(倒れてこないように)
- 2、避難しやすいように靴、車椅子利用者はパンク修理道具を寝室においておく。
- 3、自分の情報を紙に書いておく
(外には、ガラスや危険な者が落ちているかもしません。)
- 4、遠くの身内より、近くの他人
(日頃から、近くのお知り合いを増やしておきましょう。非常時には近くにいる人が一番の助けになります)
- 5、出来れば、自宅周辺の避難所を確認しておく。
避難所の中には、自分にとって利用しにくい所があります。何箇所か確認して、自分にとって一番良い所を調べておきましょう。

特定非営利活動法人とことこ
介護支援センターとことこ
ヘルパー派遣事務所 です



とことこヘルパー

募集中！

障害者のかたの介助です。

- ★ ヘルパー2級以上をお持ちの方、男女を問わず登録ヘルパーを募集しています。
- ★ 月1回～短時間でもOK！ ご都合の良い時間に入れます。
- ★ 詳しくは下記連絡先までお電話ください。

営業時間：月～金曜日 9：00～17：00 (土・日・祝日は休み)

〒665-0035 宝塚市逆瀬川1丁目1-46 なみきビル105

TEL&FAX: 0797-77-9290

代表 中山 君江 お電話お待ちしています。

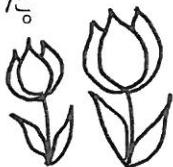
西公民館の自動販売機をご利用ください

宝塚市立西公民館（阪急今津線小林駅から徒歩2分）の三階・レクルームBの前に設置されている大塚製薬の自動販売機は、管理のジャパン・ビバレッジ（旧・ユニマット）のご協力により収益の一部が障害者情報クラブの運営費として一九九四年四月より寄付されています。しかし、三階のわかりにくい場所に置かれていたため、なかなか売り上げがあがらず、収益が伸び悩んでいます。みなさん、西公民館をご利用の折りには、是非、大塚製薬の自動販売機をご利用いただき、当クラブを応援して下さい。

☆ 事務局より

三菱電機株式会社様より

寄付金をいただきました。有難うございました。



又、バザー用品を下さつた方々、ありがとうございました。
今後とも、よろしくお願ひ致します。

NPO法人とことこニュース

編集人 NPO法人とことこ

所在地 〒665-0882

兵庫県宝塚市山本南2-6-5

NPO法人とことこ障害者情報クラブ ILセンター

TEL&FAX 0797-82-2233

E-MAIL sjcill@hotmail.co.jp

郵便口座 14360-43110611 障害者情報クラブ

銀行口座 三井住友銀行 逆瀬川支店 普通 3566211

障害者情報クラブ